

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

※選定基準 3（産業標準化の利点・欠点）各コードの内容につきましては、
下記リンク先の 5～6 ページにてご確認いただけます。

「産業標準案等審議・審査ガイドライン」

URL <https://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/shingishinsa-guideline.pdf>

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C8366	ライティングダクト	Lighting busways	<p>この規格は、照明器具及び／又は小形電気機械器具へ電気を供給する、交流電圧300 V以下、定格電流30 A以下のクラスⅠライティングダクト、クラスⅢライティングダクト及び共用電源ライティングダクト並びにそれらの附属品について規定した製品規格である。</p> <p>現行の規格は、国際規格への整合化を目的に旧規格の適用範囲からクラス0タイプを削除したため、ライティングダクトの寸法規定の形状をクラス0タイプからクラスⅠタイプへ変更し、最低限の寸法標準化を図った。しかし、標準化した寸法規定が十分でなく、ライティングダクトに違う製造業者のプラグが堅く上手く取り付けができないなど市場で混乱が生じ、製造業者間でも互換性担保のため詳細なダクト寸法の標準化が望まれており、JISを改正する必要がある。さらに、引用規格のうち、特に照明器具用ダクトの安全性要求事項であるJIS C 8472が2025年に改正され、また電源用ダクトの安全性要求事項であるJIS C 8473が改正中であることからJISを改正する必要がある。</p>	<p>この改正によって、製造業者間での寸法標準化による互換性が向上し、ライティングダクトへの各種プラグの取付性が改善することで、ライティングダクト及びプラグ製品の利便性が向上し、市場の拡大が期待される。</p> <p>また、異なる製造業者製品の取付性が改善することで、消費者の商品選択の自由度向上が期待される。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 用語及び定義において、引用規格での新しい用語との整合・統一を図る。 性能の5.2.2垂直荷重及び5.2.5外郭強度において、引用JISを適用してよいことを記載する。 構造において、各項目に対する判定方法を記載する。 形状・寸法において、図1に2極接地極付 125V 15Aの主要部寸法を追加・変更する。 	—		無	<p>第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、性能)</p> <p>対象事項: ライティングダクト</p>	<p>法律の目的に適合している。</p>	<p>利点: イ,ウ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	<p>2. 消費者保護の観点から必要な分野</p>		<p>一般社団法人日本照明工業会のWG</p>	<p>2026年4月</p>